

京都市よりそい支援員設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関において、ひきこもり状態にある者又はひきこもり状態の前段階にある者やその家族等（以下「ひきこもり者等」という。）への伴走型支援を実施する京都市よりそい支援員を設置し、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、アウトリーチ等による積極的な情報把握や集中的な支援等を行うことでひきこもり者等の社会参加及び自立を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひきこもり」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。

- (1) 様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則として6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態
- (2) その他前号に準じる状態

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、京都市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、社団法人又は財団法人その他市長が適当と認める法人に、市が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

(支援対象者)

第4条 支援対象者は、ひきこもり者等のうち、本市に居住し、かつ支援が必要と認められる者であり、複合的な課題を抱える者を対象とする。

(職員の配置)

第5条 よりそい支援員として、次に掲げるいずれかの要件を備えている者を配置する。

- (1) 保健師、精神保健福祉士、社会福祉士の資格を有する者
 - (2) ひきこもり、ニート、不登校など、社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える者の支援に3年以上従事した経験を有する者
 - (3) その他市長が認める者
- 2 受託者にあつては、委託者との連絡窓口等の役割を担う者を1名定める。
 - 3 支援員に異動があつたときは、受託者は遅滞なく京都市よりそい支援員異動届（第1号様式）を市長に提出するものとする。
 - 4 市長は、前項の届出を受けたときは、支援員であることを証するものとして、京都市よりそい支援員証（第2号様式。以下「支援員証」という。）を交付する。
 - 5 支援員は、業務を遂行するときは、支援員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 6 支援員が氏名等の届出事項を変更したとき、又は支援員証を汚損し、若しくは紛失したときは、受託者は京都市よりそい支援員届出事項変更・証再発行届出書（第3号様式）により市長に届け出るとともに、当該支援員の支援員証を返還し（紛失による場合を除く。）、支援員証の再発行を受けなければならない。
- 7 支援員は、支援員でなくなったときは、支援員証を返還しなければならない。

（業務内容）

第6条 支援員は、京都市区役所及び区役所支所保健福祉センターが主催する支援方針策定等を目的とした会議に参画し、当該会議において定められた組織的支援方針に基づく支援を実施する。

2 前項に基づく支援内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 支援対象者の生活及び心身の状況等の把握
- (2) 保健福祉センター等の関係機関、地域との連携による支援対象者への継続的な支援活動
- (3) 保健福祉センター等関係機関との情報共有等
- (4) 効果的な支援のための地域への働きかけ
- (5) その他市長が必要と認める業務

（業務報告）

第7条 市長は、受託者に対し、業務の実施状況等について、適宜報告を求めることができる。

（秘密の保持）

第8条 本事業の実施に当たっては、個人情報等の適切な管理に十分配慮したうえで、関係者が業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、適切に対応することとする。

2 関係者は、本事業の実施に当たって、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。受託者にあつては、事業の受託期間が終了した後もまた同様とする。

（経理等）

第9条 受託者は、事業に係る収支を明らかにするとともに、事業の実施状況を適正に記録した書類を整備し、常時委託者の閲覧に応じられるようにしておかなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和２年９月１日から施行する。ただし、次項の規定は、令和２年４月１日から施行する。

(準備行為)

2 京都市よりそい支援員を設置するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

京都市よりそい支援員異動届

（宛先）京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	届出者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名） 電話（ ） —

京都市よりそい支援員設置事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、支援員に異動がありましたので届け出ます。

異動事由 (いずれかの□にチェック)		☐ 配 置 ☐ 解 任 ☐ その他（ ）
異動年月日		年 月 日
相談員の 基本情報	該当要件	☐ 保健師 ☐ 精神保健福祉士 ☐ 社会福祉士 ☐ その他資格（ ） ☐ 3年以上生活困窮者支援業務経験者
	氏 名	(ふりがな)
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	その他職務に関連する資格、職歴等	

※ 資格については、証明する書類の写しを添付すること。また、生活困窮者支援業務経験者については経歴書を添付すること。

第1号様式関係添付資料

經歷書

[illegible]

第2号様式（第5条関係）

（表面）

京都市よりそい支援員設置事業		NO _____
京都市よりそい支援員証		
写真 30mm × 24mm	氏 名	〇〇 〇〇
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	上記の者は、京都市よりそい支援員であることを 証明します。	
	〇〇年〇〇月〇〇日 京都市長	

（裏面）

注意事項
1 職務の遂行に当たっては、本証を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。
2 本証を改ざんし、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。
3 氏名を変更したとき、又は本証を汚損し、若しくは紛失したときは、速やかに本証の再交付を受けなければならない。
4 身分を失ったときは、速やかに本証を返還しなければならない。

第3号様式（第5条関係）

京都市よりそい支援員届出事項変更・証再発行届出書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	届出者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名）
	電話（ ） —

京都市よりそい支援員設置事業実施要綱第5条第5項の規定に基づき、下記の者（1欄）について、

- ☐ 届出事項の変更（2欄）
☐ 京都市よりそい支援員証の再交付依頼（3欄）

を届け出ます。

記

1 対象者

氏 名	(ふりがな)
-----	--------

2 届出事項の変更

	変 更 後
氏 名	(ふりがな)
そ の 他 (所有資格・略歴等)	

※ 該当する項目に必要事項を記載すること。

3 京都市よりそい支援員証の再交付依頼

依頼理由	☐ 上記届出事項の変更 ☐ 汚損 ☐ 紛失（下欄も記載すること）
	・紛失の日 年 月 日 ・紛失時の状況
	・監督責任者氏名 _____

※ 依頼理由が紛失の場合を除き、支援員証を本申請書の余白又は裏面に貼付すること。